



税金を納めないとどうなる？

納期限

納期限を過ぎると延滞金の計算が始まり、総支払額が増えてしまう恐れがあります

督促状送付

督促状を送付します。納付が難しい特別な事情がある場合はご相談ください。督促状送付後、10日以上経過すると差し押さえの対象になります

財産調査

督促状の送付後、財産調査を行います。勤務先や取引先、金融機関などに連絡したり、照会文書を送付したりします

差し押予告送付

督促状が届いた後も納付や相談がない場合、差し押予告などの文書を送付します。調査により差し押さえ可能な財産が判明した場合、強制的に財産を差し押さえます
※予告なく、差し押さえを執行する場合もあります。

財産の差し押さえ

差し押さえを行うときに勤務先や取引先、金融機関などに税金の滞納があることを知らせたり、突然自宅や会社などを搜索したりすることがあります

令和6年度 差し押さえの実施件数

預金	給与	生命保険	還付金	家賃	不動産	その他	合計
216 件	61 件	6 件	97 件	4 件	3 件	4 件	391 件



相談が大事！

相談がないと、本人の事情を市が把握できません。特別な事情で納期限までの納付が難しくなってしまった場合、相談の中で完納までの計画を立てていきますが、相談がなければ対応することができず、法律に基づき差し押さえを行うことになります。早めの相談が、解決への一番の近道です。

お支払い遅れる前にまず相談

税金は、市の公共サービスに欠かせない貴重な財源です。市民の皆さんの多くは納期限までに納めていますが、さまざまな事情で納期限までに納付できない方もいます。市は、納期限までの納付が難しい特別な事情がある方に対し、通常の開庁時のほかに、毎月最終の木・日曜日に夜間・休日相談窓口を設けて相談を受けています。納税で困ったときは、早めにご相談ください。

問合先 税務課納税係 ☎ 35・4036

12月は夜間窓口を増設！

日程 12月9日(火)・10日(水)・11日(木)
時間 午後5時30分～8時

区分	相談窓口	窓口番号
市税	税務課納税係	8番
国民健康保険料	保険年金課保険料収納係	6番
後期高齢者医療保険料		
介護保険料	高齢介護課介護保険係	12番

毎月の夜間・休日相談窓口の日程は、折り込みのいきいきナビで確認してください。

給与明細、年金通知書など収入が分かるものや預貯金通帳があるとスムーズに相談できます。

便利な口座振替の利用を！

「うっかり支払いを忘れていた」としても滞納になります。1日でも滞納者にならないために口座振替が便利です。

手続きできる場所	市役所本庁、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンターまたは市内の次の各金融機関
対象金融機関	空知信用金庫、北洋銀行、北海道銀行、ゆうちょ銀行、いわみざわ農業協同組合、峰延農業協同組合、北海道労働金庫、北門信用金庫、空知商工信用組合
持ち物	預貯金通帳、預貯金通帳に使用している印鑑
口座振替済通知書の発行	令和7年分から、税と国民健康保険料とは分けて送付します 国民健康保険料：1月中旬 市道民税および固定資産税：1月中旬 軽自動車税：6月中旬